

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

## 最近発表されたインボイス制度に係る留意点

**Q** インボイス制度が始まって約2か月経過しました。インボイス制度についてお問い合わせの多い質問については国税庁からQ&Aなど実務上の取扱いが発表されていますが、何か気を付ける点はありますか？

### 解説

最近までに発表されたものの中で、留意すべき点について、下記に記載いたしますので、ご参照ください。

### 1. 実費精算の出張精算等

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうちその旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。この社員に対する支給は、概算払いによるもののほか、実費精算されるものも含まれます。実費精算に係るものであっても、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができます。

### 2. 社名が国税庁の公表サイトとレシートの表記で異なる場合

屋号が記載されたレシート（適格簡易請求書）と国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトの社名が異なるため、両者が同一のものであるか不明な場合でも、**その登録番号の有効性**が確認できれば、一義的に有効な適格請求書等として取り扱うことができます。

### 3. 買手による適格請求書の修正

取引先から受領した適格請求書の記載事項に誤りがあった場合、**その受領した適格請求書に買手がみずから修正を加えたもの**であったとしても、その修正した事項について**売手に確認を受けること**で、適格請求書として、仕入税額控除の適用を受けることができます。

### 4. 従業員が立替払いした消耗品の適格簡易請求書

従業員が消耗品を購入しその適格簡易請求書に従業員の名前があった場合、**その従業員の名前の記載がある従業員名簿とあわせて保存をしている場合は**、仕入税額控除の適用を受けられます。従業員名簿がない場合は、立替金精算書の交付を受けて保存することが必要になります。

### 要するに…

インボイス制度については、現場はかなり混乱しているようですが、実際の取扱いについては、柔軟に取り扱えるQ&A等が定期的に発表されていますので、情報収集に努めましょう。